○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	共通	1 人員	人員基準	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下、「条例第77号」という。）第6条他	人員基準は、あらかじめ勤務予定で確認をするとともに、最終的には実績で確認すること。
2	共通	1 人員	勤務一覧表	条例第77号　第30条他	勤務一覧表に各職員の職種、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別及び兼務している職員の職種ごとの勤務時間を記載し、それぞれの従事時間や勤務実態を明確にした上で当該職員によって適切なサービスを提供できるよう勤務体制を定めること。
3	共通	1 人員	勤務一覧表	条例第77号　第30条他	勤務一覧表に管理者の勤務を記載すること。
4	共通	1 人員	勤務一覧表	条例第77号　第30条他	管理者の兼務について、兼務する職種やその従事時間等を勤務表上明確に記載すること。 なお、兼務を行う場合は、管理業務他、各職種の業務に支障がないかよく検討の上で行うこと。
○勤務一覧表について→			勤務一覧表については、管理者も出勤管理を行う必要があるため、必ず勤務一覧表に管理者の勤務についても記載すること。		
5	共通	1 人員	出勤管理	条例第77号　第30条他	管理者や役員であっても、勤務者の出勤管理を行うこと。
6	共通	1 人員	勤務体制の確保	条例第77号　第30条第2項他	従業者との雇用契約が確認できなかった。雇用契約等を取り交わした当該事業所の従業者によりサービス提供を行うこと。
7	共通	3 運営	運営規程	条例第77号　第29条他	運営規程における利用料の負担割合について改めること。
8	共通	3 運営	運営規程	条例第77号　第29条他	運営規程に「苦情を処理するために講ずる措置の概要」に係る条項を規定すること。
9	共通	3 運営	運営規程・重要事項説明書	条例第77号　第9条、第29条他	重要事項説明書と運営規程の内容に齟齬が見られた。再度双方の内容を見直し、実態に沿うように修正すること。
10	共通	3 運営	運営規程	条例第77号　第29条他	運営規程について、苦情対応および事故対応に関する条項を設けること。あわせて、営業時間に齟齬があるので訂正すること。
11	共通	3 運営	運営規程	条例第77号　第29条他	運営規程に記載の文書の保存期間を５年に改めること。
○運営規程等について→			運営規程については、基準条例に記載されている項目を必ず網羅すること。他県のものを参考にしている場合は、必ず基準条例と項目の突合を行うこと。また、平成30年8月の変更部分である利用者負担割合の3割記載がされていない事業所があるため、今一度記載内容を確認すること。		
12	共通	3 運営	研修	条例第77号　第30条第3項他	職員の資質向上のため、事業所内において職員に対する研修を計画的に実施すること。
13	共通	3 運営	研修	条例第77号　第30条第3項他	研修の記録を残すこと。研修内容の共有、周知の記録も残すこと。
14	共通	3 運営	虐待研修	法律第124号高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条	高齢者虐待防止に向けた研修を実施していなかったことから、当該研修を定期的に実施し、その記録を保管するとともに、研修欠席者に対しては資料の回覧等によりその内容を周知すること。
○研修について→			研修については、計画的に実施するとともに研修の記録を残すこと。また、欠席者等については資料の回覧を行い内容を周知すること。		
15	共通	3 運営	利用料	平成30 年政令第213号	平成３０年８月より現役並みの所得を有する利用者について介護保険の利用者負担が３割に変更されたが、運営規程の利用料が変更されていないことから、記載内容を改めること。

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
16	共通	3 運営	第三者評価	平成30年3月26日発社援発0326第8号	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を重要事項に記した文書を交付して説明を行うこと。
○第三者評価について→			平成30年3月26日発　社援発0326第8号「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」により、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を重要事項に記載すること。		
17	共通	3 運営	個人情報利用同意	条例第77号　第33条第2項他	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
18	共通	3 運営	個人情報利用同意	条例第77号　第33条第2項他	個人情報利用同意書について、確認できないものがあった。書類を適切に整理するとともに、同意が取られていない場合は、同意を徴すること。
19	共通	3 運営	苦情対応	条例第77号　第36条他	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理に係る具体的な手順等を定めたマニュアル及び苦情を記録するための記録様式等を整備し、その内容について全従業員に周知を徹底すること。 また、苦情に対しては組織として検討、対応し記録を残すとともに、職員へ対応内容の周知を行うこと。
20	共通	3 運営	事故対応	条例第77号　第38条他	事故対策マニュアルについては、あらかじめ貴事業所としての具体的な対応方法（講ずべき措置や連絡先等）を定めたものを整備するよう努めること。
21	共通	3 運営	事故対応	条例第77号　第38条他	事故対策、対応、防止に関するマニュアルを作成し、その内容を職員に周知すること。また、事故やヒヤリハットの状況及び当該事故等に際して採った処置について記録するための記録様式等を整備すること。
22	共通	3 運営	事故対応	「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル（岐阜県健康福祉部）」 「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」	医療機関を受診する事故が発生していたが、県事務所への報告がなかった。「社会福祉施設等内における事故・事件等対応マニュアル」（平成30年10月より「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」）に基づき、報告すべき事故等が発生した場合はすみやかに県事務所へ報告すること。
○事故対応について→			事故対策マニュアルを作成し、その内容を職員に周知すること。また、事故発生時には、平成30年10月「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、速やかに県事務所へ報告すること。		
23	共通	3 運営	会計の区分	条例第77号　第39条他	各サービス事業ごとに会計を区分すること。
24	共通	4 報酬	加算体制の届出	老企第36号　第1の5	事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなることが明らかになった）場合は、すみやかに加算の取り下げに係る体制届を提出すること。
25	共通	5 その他	領収証	介護保険法第41条第8項	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際は、領収証を発行すること。
26	共通	5 その他	変更届	介護保険法　第75条第1項他 介護保険法施行規則第131条他	届出義務のある事項を変更した場合は、変更後10日以内にその旨を届け出ること。

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	訪問介護	1 人員	勤務一覧表	条例第77号　第30条第1項、第2項	訪問介護員としてサービスを提供した記録があったが、勤務表上に訪問介護員としての勤務体制が定められていない者が見受けられた。当該事業所の訪問介護員として配置する者については、その旨及び勤務時間数等を明確に勤務表に記載すること。
2	訪問介護	3 運営	勤務体制	平成24年県基準条例第77号第30条第1項	訪問介護員の勤務時間に、併設する有料老人ホーム職員としての勤務時間が含まれている事例が見受けられた。訪問介護員としての勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定め、勤務表上において明確にすること。
3	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号　第17項、第24条	訪問介護計画は居宅サービス計画に沿って作成し、利用者等に説明のうえ、同意をとり交付すること。
4	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号　第15条、第17条、第18条、第24条	訪問介護計画の内容と居宅サービス計画の内容に一部相違が見られた。ケアマネと密に連携をとり、居宅サービス計画に基づいた訪問介護計画内容を作成すること。また、計画の変更に際してはケアマネと必要な連携、手続きを行うこと。
5	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号　第17条、第24条	居宅サービス計画書が変更されていたが、訪問介護計画書が変更されていないものが見受けられた。訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成するとともに、当該訪問介護計画に基づいたサービス提供を行うこと。
6	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号　第17条、第28条	実績のみの報告で訪問介護を追加、変更している案件がみられた。 該当案件について、ケアマネージャー及び利用者の了解がとれていることを証するものを提出すること。 また、同様に実績のみの報告で追加、変更されている案件がないか自主点検し県事務所にその結果を報告するとともに、同様の案件があった場合は、その案件についてもケアマネージャー及び利用者の了解がとれていることを証するものを提出すること。
7	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号　第17条、第24条	訪問介護計画が作成または変更されていない案件が散見される。 居宅サービス計画に沿って作成、または、変更されていない訪問介護計画がないか自主点検し県事務所にその結果を報告すること。 また、訪問介護計画の未作成、未変更は早急に是正したうえで、計画について利用者の同意の取得及び交付を行うとともに、その実施状況について県事務所に報告すること。
8	訪問介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	条例第77条　第17条、第18条、第24条	居宅サービス計画において計画されていない内容のサービスが提供され、報酬請求されている事例が見受けられた。訪問介護サービスは、居宅サービス計画に沿って提供すること。 なお、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更に必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ、居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他必要な連絡等を行うこと。これにより居宅サービス計画の変更があった場合は、訪問介護計画も同様に変更を行い、その上でサービスを提供すること。 なお、該当事例の報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上、必要な対応をとること。
9	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号　第23条第1項、第24条、第28条第2項	介護計画に対する評価（モニタリング）が確認できなかった。利用者に対しての計画の状況、効果を適切に把握するため、必ず計画に対する評価を行うこと。
10	訪問介護	3 運営	訪問介護計画（手順書）	条例第77号　第24条	手順書の見直し・変更等がされておらず、実際のサービス内容等と相違が見られた。手順書は、訪問介護計画及び実際のサービス提供方法に対応したものとなるよう適宜見直しを行うこと。

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
11	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号　第14条、第28条第2項	サービス担当者会議に関する記録を適切に記録、整理しておくこと。また、ケアマネージャーから提供を受けた居宅サービス計画についても適切に整理しておくこと。
○計画について→			各事業所の計画については、基本的に居宅サービス計画に沿って作成すること。また、変更が必要な場合はケアマネ等と密に連携し、適切に変更すること。その際に、変更の経緯や利用者の了解が分かる記録を残すこと。その情報を必ずケアマネ等に情報提供すること。また、サービス提供記録、評価（モニタリング）記録を残すこと。		
12	訪問介護	3 運営	研修	条例第77号　第30条第3項	訪問介護事業所として必要な研修を行うこと。とくに、介護技術、衛生管理、事故防止、接遇等の研修を検討されたい。
13	訪問介護	3 運営	衛生管理	条例第77号　第31条	衛生管理マニュアルは、感染症予防や感染症対策、また、訪問時および帰所時の衛生管理の具体的手順等を追加する等、必要な事項を網羅すること。
14	訪問介護	3 運営	秘密保持	条例第77号　第33条第１項	正社員でない登録訪問介護員についても、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な誓約を徴すること。
○秘密保持について→			雇用形態に関わらず、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を退職後も含めて漏らすことがないよう、誓約書を書いてもらうなど必要な措置を講じること。		
15	訪問介護	3 運営	掲示	平成24年県基準条例第77号第32条第1項	事業所の見やすい場所に、貴事業所の運営規程の概要や、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていないことから、掲示すること。
16	訪問介護	3 運営	掲示	平成24年県基準条例第77号第36条第1項	貴事業所の苦情相談窓口の連絡先、苦情処理体制等の掲示がされていないことから、掲示すること。
○掲示について→			事業所の運営規程の概要、勤務体制、苦情相談窓口の連絡先、苦情処理体制等について事業所の見やすい場所に掲示すること。		
17	訪問リハ 介護予防訪問リハ	3 運営	運営規程	第77号第81条 平成24年県基準条例第78号第81条	記録の保存期間について運営規程及び苦情対応マニュアルに２年間と定められていたことから、保存期間を５年間に改めること。
18	訪問介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	介護保険事業の訪問介護事業所にかかる処遇改善加算については、介護保険事業の訪問介護に従事した訪問介護員に配分すること。とくに、実績報告で障害福祉サービスの処遇改善加算と混同することのないよう注意されたい。
19	訪問介護	4 報酬	記録	老企第36号　第2の2（20）	初回加算のサービス提供責任者同行訪問の記録がないケースが見受けられた。 初回加算は、同行訪問した旨を記録した場合に算定可能であるため、自己点検を実施の上、適切な処理（過誤調整等）を行うこと。

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	通所介護	1 人員	人員配置	条例第77号　第92条第1項	勤務実績を確認した月において、介護職員の配置が不足していると思われる日が確認された。日ごとの利用者数に対し、サービス提供時間中必要とされる数の介護職員を配置すること。
2	通所介護	1 人員	勤務一覧表、人員配置	条例第77号　第92条、第98条第1項	管理者と生活相談員の兼務について、勤務一覧表でそれぞれの勤務時間を明確にすること。そのうえで、生活相談員の配置基準が満たされているかチェックを行うこと。
3	通所介護	3 運営	運営規程	条例第77号　第97条	運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」に係る内容を規定すること。
4	通所介護	3 運営	運営規程	条例第77号　第97条他	運営規程に記載のサービス提供時間及び利用料が実態と異なるため、修正すること。 なお、運営規程の内容を変更した場合は変更届を提出すること。
5	通所介護	3 運営	運営規程	条例第77号　第97条	現在区分がない介護保険サービスの名称（指定介護予防通所介護）は削除すること。
6	通所リハ 通所予防リハ	3 運営	運営規程	平成24年県基準条例第77号第131条	運営規程に定められたサービス利用料の利用者負担割合に関する事項について、１割と定められていたことから、改めること。
7	通所リハ 介護予防通所リハ	3 運営	運営規程	第77号第131条 平成24年県基準条例第78号第115条	運営規程に「非常災害対策」「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」に係る条項を規定すること。
8	(介護予防)通所リハビリテーション	3 運営	苦情対応	条例第77号　第134条（準用第36条）	通所リハビリテーション事業所としての苦情体制の整備とマニュアル及び処理簿を整えること。（法人や病院としての体制のうえに、事業所としての体制を整えられたい。）
9	通所介護	3 運営	研修	条例第77号　第98条第3項	研修の充実を図ること。特に虐待、褥瘡、身体拘束や介護技術等、利用者の処遇に直結する研修の充実を図られたい。
10	通所介護	3 運営	利用定員	条例第77号　第99条	災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を遵守すること。
11	通所介護	3 運営	防災	条例第77号　第100条	風水害、地震等の非常災害に対処するための計画を立て、消防訓練等を年2回実施すること。また、訓練の結果や反省を記録し、次回の訓練に活かされたい。
○防災について→			風水害、地震等の非常災害に対処するための計画を立て、消防訓練等を年2回実施すること。また、避難確保計画の作成、訓練の実施に努めること。		
12	通所介護	4 報酬	中重度ケア体制加算	老企第36号　第2の7(9)	中重度ケア体制加算の要件にかかる看護職員は提供時間帯を通じて１名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。提供時間帯を通じて看護業務に専従する看護職員を配置すること。 なお、過去の報酬請求について要件を満たすか自己点検し、関係市町と調整の上必要な対応を取ること。
13	通所介護	4 報酬	中重度ケア体制加算	老企第36号　第2の7(9)	中重度者ケア体制加算について、サービス提供時間帯を通じて１名以上看護職員を配置できなかった日についても算定していたことが確認された。当該加算を算定する場合は、サービス提供時間帯を通じて専従する看護職員を１名以上配置すること。 なお、当該加算に係る過去の報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整のうえ必要な対応を取ること。
14	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第36号　第2の7(11)	個別機能訓練加算の実施記録について、加算Ⅰと加算Ⅱのそれぞれについて、実施時間、訓練内容、担当者等を明確に判別できる記録とすること。
15	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算Ⅱ	老企第36号　第2の7(11)	個別機能訓練加算Ⅱについて、機能訓練指導員の勤務がない時間帯に訓練を実施したと思われる記録が確認された。当該加算は、資格を有する機能訓練指導員から直接訓練の提供を受けた利用者のみが算定対象となるため、当該加算の算定にあたっては、機能訓練指導員が直接訓練の提供を行うこと。 なお、当該加算の請求について自主点検を行い、要件を満たさないものについては関係市町と調整の上必要な対応を取り、結果を報告すること。 また、訓練を実施した際には、訓練を提供した機能訓練指導員が記録を行うこと。

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
16	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算Ⅱ	老企第36号　第2の7(11)	個別機能訓練加算Ⅱについて、訓練を実施しなかったと思われる日についても算定されていた。当該加算は、利用日において機能訓練指導員が直接訓練の提供を行った利用者にのみ算定すること。 なお、過去の個別機能訓練の実施状況及び報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。
17	通所介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	老企第36号　第2の7(22)	サービス提供体制強化加算について、加算要件の計算は人員実数でなく常勤換算で計算をすること。
18	通所介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	老企第36号　第2の7(22)	サービス提供体制強化加算を算定するにあたっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の職員数の平均値を算出して要件を満たすことを毎年度確認し、記録に残すこと。 また、平成３０年度の算定が可能であるか計算し、結果を報告すること。
19	通所介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算Ⅱ	老企第36号　第2の7(22)	サービス提供体制強化加算Ⅱを算定する場合は、直接処遇職員（生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員）の常勤換算数を用い、該当職員の割合が要件を満たすか確認すること。
20	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	処遇改善加算は機能訓練指導員には配分できない。加算の配分対象者や要件を再確認し、不適切な配分がないように注意すること。

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	(介護予防)短期入所生活介護	1 人員	人員配置	条例第77号　第136条、第165条	ユニット型と従来型を併設する施設について、ユニット型、従来型それぞれの必要な人員をそれぞれに管理すること。特に、常勤換算数及び加算要件に関する配置について、十分に留意すること。
2	(介護予防)短期入所生活介護	1 人員	人員配置	条例第77号　第165条第2項	夜勤配置職員は、看護職員または介護職員を配置すること。
3	(介護予防)短期入所生活介護（空床利用型）	1 人員	人員配置	条例第77号　第136条第2項 岐阜県指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準要綱（以下、「基準要綱」という。）第2の2(3)	常勤の看護職員を１名以上（サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない）早急に配置すること。また、具体的な配置計画を提出すること。 なお、常勤とは、当該施設における勤務時間が常勤の勤務すべき時間に達していることをいうものである。
4	(介護予防)短期入所生活介護	1 人員	人員配置	条例第77条　第165条第2項第3号	ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを早急に配置すること。また、具体的な配置計画を提出すること。なお、勤務表上にはユニットリーダーである旨を明記すること。 過去のユニットリーダーの配置状況について自己点検を行い、点検結果が「ユニットにおける職員に係る減算」を適用すべき状況に該当する場合は、関係市町と調整の上、必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。
5	(介護予防)短期入所生活介護	1 人員	人員配置	基準要綱　第3の8(4)コ	ユニット型施設について、ユニットリーダー研修修了者を配置すること。なお修了者を配置次第、県事務所へ報告をすること。
○人員配置について→			ユニット型施設の人員配置について、ユニット毎に具体的な配置計画を作成すること。また、勤務表上にはユニットリーダーである旨を明記すること。		
6	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	運営規程	条例第77号　第151条、第164条	運営規程に、通常の実施区域に関する条項を追加すること。
7	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	運営規程	条例第77号　第151条、第164条	運営規程に、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続に関する条項を追加すること。
8	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	防災	条例第77号　第155条（第100条準用）	施設の立地条件等により想定される風水害、地震等の災害に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員に周知すること。
9	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	防災	条例第77号　第155条（第100条準用）	避難その他必要な防災訓練を年２回以上実施すること。
10	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	身体拘束適正化	身体拘束ゼロへの手引き（2001年３月厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」）	身体拘束の判定時の記録の詳細を委員会の記録として残すこと。また、定期的な再評価の実施について、記録に残すこと。 身体拘束に関する指針、マニュアルについて、手順、記録、再評価等および委員会の役割等をより詳細に定め運営されたい。
○身体拘束について→			身体拘束について、委員会の設置、指針及びマニュアルの整備、研修を実施すること。 考え方として、「事業所もしくは法人全体で身体拘束をしないため、委員会を設置しない、マニュアル等も整備しない」ではなく、身体拘束があった（これからある）場合の対応等の為にも、委員会の設置、指針及びマニュアルの整備、研修等での職員への周知等留意お願いします。		
11	(介護予防)短期入所生活介護/(介護予防)特定施設入所者生活介護	3 運営	研修	条例第77号　第155条（第98条第3項準用）、第165条第4項、第217条第4項	研修の充実を図ること。特に虐待防止、褥瘡、身体拘束や介護技術等、利用者の処遇に直結する研修の充実を図られたい。 また、全体会議等を開催し、事業所の介護の質の向上を図ること。

ショート等

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
12	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	短期入所介護計画	条例第77号　第142条、第143条	長期利用者及び定期的な利用予定のある利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていなかった。居宅サービス計画に基づき計画を立て、利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画書を交付すること。なお、作成（目標期間終了等に伴う再作成を含む）にあたっては、適切な評価等を通じて利用者の心身の状況等を確認し、それらをふまえた計画とすること。
13	(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	短期入所介護計画	条例第77号　第155条、第167条（準用第14条）	サービス担当者会議について、その内容を記録し計画作成に活用すること。
14	短期入所生活介護	4 報酬	看護体制加算Ⅰ	老企第40号　第2の2(10)	常勤の看護師の配置がないにも関わらず、看護体制加算Ⅰを算定していた期間が確認された。常勤の看護師未配置期間中の報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。
15	短期入所生活介護	4 報酬	看護体制加算Ⅰ	老企第40号　第2の2(10)	看護体制加算Ⅰについて、配置された看護師が当該施設において常勤ではないと見受けられた。当該加算を算定するにあたっては、当該施設のみにおいて常勤として従事する看護師を配置すること。 なお、過去の報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上必要な対応を取ること。また、その結果について報告すること。
16	短期入所生活介護	4 報酬	看護体制加算Ⅱ	条例第77号　第136条第1項 老企第40号　第2の2(10)	看護体制加算Ⅱを取得しているため、看護職員と機能訓練員との兼務については、それぞれの勤務時間を明確にして勤務表に記載すること。その上で、看護職員が看護業務に従事した時間のみを以て要件を満たすこと。 なお、看護職員として勤務した状況を過去にさかのぼって確認し、加算要件を満たさない場合は、過誤調整等必要な措置をとること。
17	(介護予防)短期入所生活介護	4 報酬	夜勤職員配置加算	老企第40号　第2の2(12)	夜勤職員配置加算を算定していたが、要件を満たす加配がされていなかった。当該加算は、１日平均夜勤職員数を歴月ごとに計算し、最低基準を１以上上回っていることを確認した上で算定すること。 なお、過去の報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上必要な対応を取ること。また、その結果について報告すること。
18	(介護予防)短期入所生活介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	老企第40号第2の2(20)	サービス提供体制強化加算について、次年度に加算が算定できるか毎年度加算要件について確認をし、記録に残すこと。なお、平成３０年度の加算要件について自主点検し報告すること。
19	(介護予防)短期入所生活介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	H23.9.30介護保険最新情報vol.238　問8	従来型とユニット型を併設する施設のサービス提供体制強化加算については、従来型とユニット型それぞれについて加算要件を確認すること。また、計算方法に誤りが見られるため再確認すること。なお、平成29年4月～平成30年2月分にかかる加算要件を自主点検し報告すること。
20	居宅療養管理指導	4 報酬	算定誤り	労企第36号第2の6（1）	居宅療養管理指導費について、単位数の算定誤りが見受けられた。自己点検を実施の上、適切な処理（過誤調整）を行うこと。

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画	条例第77号　第237条	福祉用具貸与計画は、設定した計画期間ごとに新たに作成すること。
2	(介護予防)福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画	条例第77号　第237条	貸与された福祉用具のモニタリングが適切に行われていない事例がみられた。貸与したすべての福祉用具についてモニタリングを行うとともに、その都度モニタリングの記録を必ず残すこと。
3	(介護予防)福祉用具貸与/特定(介護予防)福祉用具販売	3 運営	福祉用具貸与・販売計画	条例第77号　第244条（準用第14条）	サービス担当者会議の記録がなかった。福祉用具の貸与等を検討、判断する重要な会議であるので、適切に記録を残すこと。
○会議記録について→			**サービス担当者会議は福祉用具貸与において、利用者状況の把握や福祉用具の検討をする重要な会議であるため、記録に残すこと。**		
4	特定(介護予防)福祉用具販売	3 運営	福祉用具選定のための助言等	条例第77号　第253条第4項	居宅サービス計画に用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。
5	(介護予防)福祉用具貸与	5 その他	変更届	介護保険法　第75条第1項 介護保険法施行規則第131条 基準要綱　第3の11(3)エ(イ)	洗浄消毒委託先について、変更届が提出されていないので、県事務所に変更届を提出すること。あわせて、運営規定に委託先について記載をすること。

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	介護老人福祉施設	1 人員	人員配置	岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下、「条例第79号」という。）第5条、第30条他	看護職員の配置における、人員基準及び算定している加算の要件について、急な退職等の場合においても要件を満たしているか常に確認をすること。
2	介護老人福祉施設	1 人員	人員配置	条例第79号　第5条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱（以下、「老福基準要綱」という。）　第2の1(1)	生活相談員には、岐阜県が定める資格要件を満たす者を配置すること。
3	介護老人福祉施設	1 人員	人員配置	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(厚生省告示第二十九号)	夜勤配置職員の必要数について、前年度の入所者数等の平均から算出すること。夜勤配置職員数が基準以下となった日がないか確認し報告すること。
4	介護老人保健施設	1 人員	人員基準	条例第80号　第4条 老企第40号　第2の1(4)(5)	職員配置にあたっては、「前年度の入所者数の平均値」に基づき、必要とされる人員を配置すること。 なお、過去の人員配置について自己点検を行い、人員基準欠如減算に該当する場合は関係市町と調整の上必要な対応を取ること。また、その結果について報告すること。
5	介護老人福祉施設	1 人員	勤務一覧表、出勤管理	条例第79号　第30条第１項	医師についても勤務一覧表に記載すること。また、医師の勤務状況を出勤簿等で管理すること。
6	介護老人福祉施設	3 運営	研修	条例第79号　第16条、第30条第3項、第33条、第41条他	研修を計画的に実施すること。特に、事故防止、感染症及び食中毒等の衛生管理、身体拘束及び虐待防止に関する研修を必要な回数以上実施すること。
7	介護老人福祉施設	3 運営	事故対応	条例第79号　第41条 岐阜県介護保険施設等における事故発生の防止及び発生時の対応マニュアル	事故発生の防止のための指針を必要な記載事項を確認のうえ、整備すること。
8	介護老人福祉施設	3 運営	事故対応	条例第79号　第41条第1項第3号他 基準要綱　第2の3(32)ウ、第3の11	事故発生防止のための委員会は運営会議等からは独立して設置・運営することが求められるため、事故防止のための委員会としての位置づけを明確にし、当該委員会として介護事故発生防止等のための検討を行うこと。
9	介護老人保健施設	3 運営	防災	条例第80号　第32条	風水害に対応する災害計画やマニュアルを策定すること。
10	介護老人保健施設	3 運営	感染症予防	条例第80条　第33条第2項	感染症及び食中毒予防に関する指針を整備すること。
○感染症予防について→			**感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修による職員への周知、研修の実施内容の記録が必要でるため実施すること。**		
11	介護老人福祉施設／介護老人保健施設	3 運営	サービス提供の記録	条例第79号　第13条第1項 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下、「条例第80号」という。）第13条第1項	施設の入退所にあたっては、入所に際しては入所の年月日並びに貴施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載すること。
12	介護老人福祉施設	4 報酬	夜勤職員配置加算	老企第40号　第2の5(8)	夜勤職員配置加算に係る介護職員又は看護職員の加配を確認していなかった。貴施設における夜勤時間帯（22時から翌日の5時までの時間を含む連続する16時間）を明確にしたうえで、加算要件を満たしているかを毎月確認すること。

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
13	介護老人福祉施設／介護老人保健施設	4 報酬	夜勤職員配置加算	老企第40号第2の5(8)、第2の6(8) 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(厚生省告示第二十九号)	夜勤職員配置加算の平均夜勤職員数については、歴月で計算をすること。その上で、前年度の入所者数等の平均に基づき要件を満たす数の職員を配置すること。 なお、過去の職員配置について自己点検を行い、要件を満たさない場合は関係市町と調整の上必要な対応を取ること。
14	介護老人福祉施設	4 報酬	口腔衛生管理加算	老企第40号　第2の5(26)	口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が実施した入所者の口腔ケアに対する介護職員への技術的助言及び指導の内容についても記録の提供を受け、保管すること。
15	介護老人保健施設	4 報酬	退所時情報提供加算	老企第40号　第2の6(19)②	退所時情報提供加算は、退所先が病院、診療所、他の介護保険施設である場合は算定することができないが、特養への退所者について算定している事例が見られた。当該加算に係る報酬請求について自己点検を行い、関係市町と調整の上必要な対応を取ること。また、その結果について報告すること。
16	介護老人保健施設	4 報酬	サービス提供体制強化加算	老企第40号第2の6(39)	サービス提供体制強化加算Ⅲについて、直接処遇職員の計算が「介護職員」「看護職員」のみとなっていたため、加算要件のとおり計算し、計算の期間は前年度の４月～２月で計算すること。なお、再計算等、自主点検のうえ加算要件を満たさなかった場合は過誤調整等必要な処理をおこなうこと。
17	介護老人保健施設	4 報酬	サービス提供体制強化加算　他	老企第40号第2の6(39)他	サービス提供体制強化加算他、「定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと」が要件となっている加算について自己点検を行い、要件を満たさない場合は関係市町と調整の上必要な対応を取ること。また、その結果について報告すること。
○加算について→			加算は、加算要件に該当すれば取得できるものである。そのため、加算要件を満たしているか今一度確認すること。また、届出後にも自己点検を行い、要件を満たさなくなった場合、速やかに取り下げを行うこと。		
18	介護老人保健施設	5 その他	変更許可	介護保険法　第94条第2項 介護保険法施行規則第136条第2項	運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員の増加に関する部分に限る。）を変更しようとするときは、県高齢福祉課へ「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を提出し、許可を受けること。